

インターネット政策懇談会 参考資料

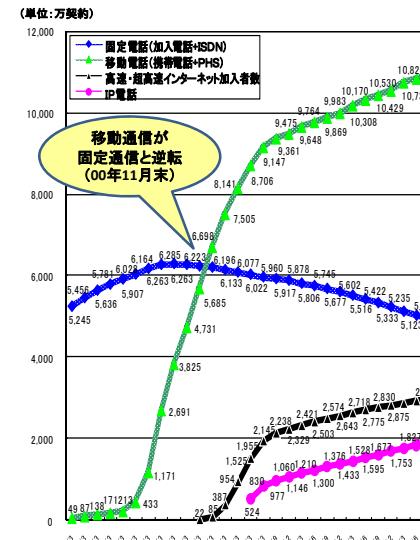
2009年2月

インターネット政策懇談会 事務局

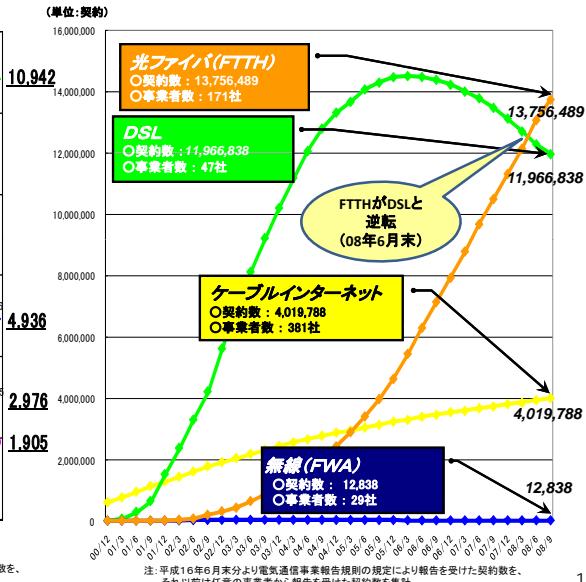
資料9-3

プロードバンド化の進展状況

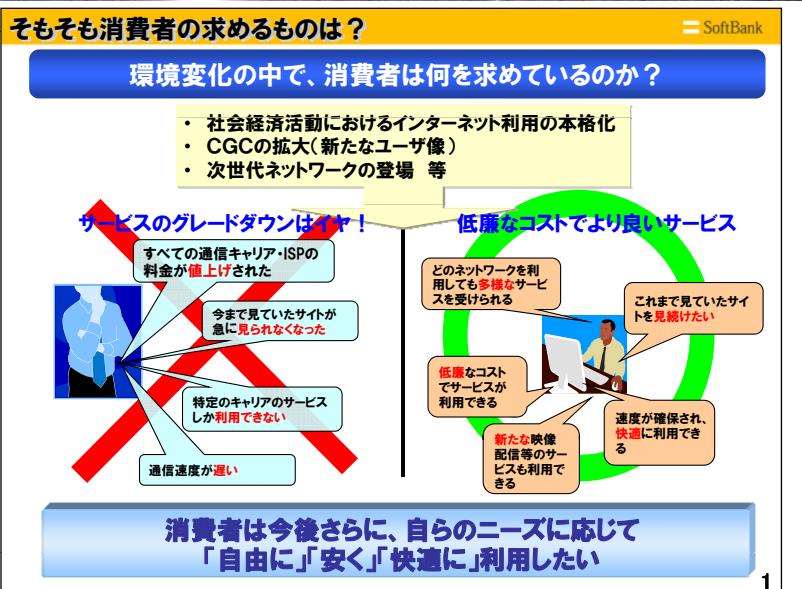
電気通信サービス加入者数の推移



プロードバンド・インターネットの種別ごとの契約数



利用者のニーズ



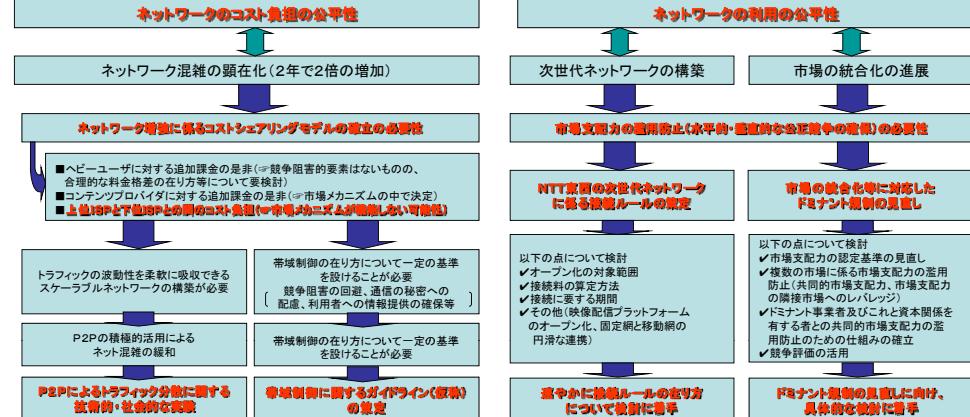
資料4-4(ソフトバンクテレコム(株)提出)より

ネットワークの中立性に関する懇談会報告書（07年9月）の概要

ネットワークの中立性(network neutrality)を確保するための三原則……プロードバンド政策における基本的認識

「自律・分散・協調」を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、インターネットを利用するすべてのステークホルダーにとっての利益の最大化が図られることが必要であり、
 1) 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
 2) 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク(IP網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行なうことができるであること
 3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること
 という3つの要素を基本原則とし、当該要素に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されている。

次世代ネットワーク(高信頼性・一体性)とインターネット(自律性等)の並存
→ネットワークの選択の自由



新競争促進プログラムにおけるネットワークの中立性の位置付け

新競争促進プログラム(06年9月策定、07年10月改定)

2. 具体的施策

各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた公正競争の確保に留意する。その際、競争中立性及び技術中立性を基本理念とし、当該基本理念を実現するため、以下の3項目で構成されるネットワークの中立性を確保するための原則を念頭に置いた施策展開を図る。

- 1) 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- 2) 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク(IP網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行なうことが可能であること
- 3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月策定)

1. 本活性化プランの目的

本活性化プランは、モバイルビジネス市場において、現行ビジネスモデルに加え、

- (a) ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境
 - (b) 端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境
 - (c) 端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境
- が実現する「オープン型モバイルビジネス環境」を通じて、モバイルビジネス市場全体の活性化を図ることを目的とする。

4

“ネットワークの中立性”に関する米国FCCの政策声明（05年8月）

ブロードバンド普及を促進し、

公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための

4原則

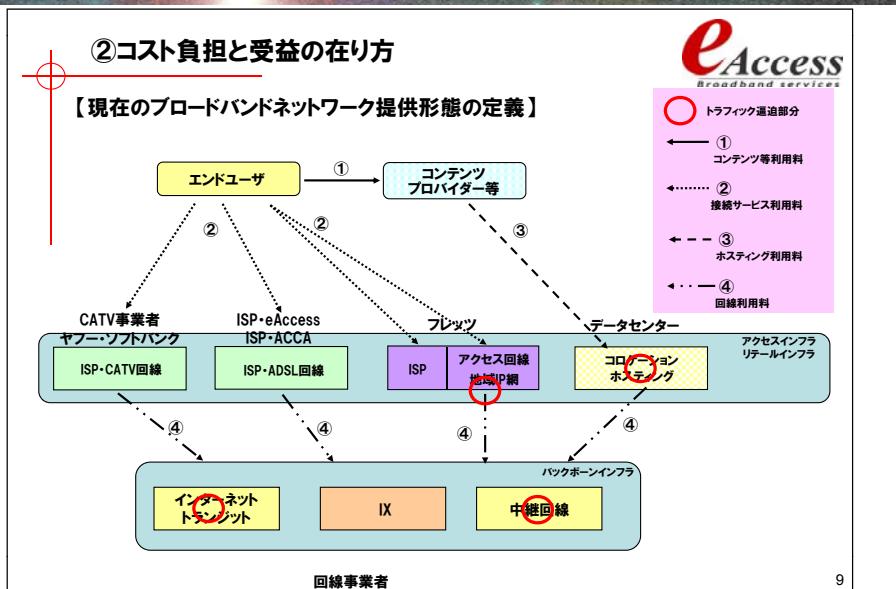
- 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上の**コンテンツにアクセスする権利**を有する。
- 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によって**アプリケーションやサービスを享受する権利**を有する。
- 消費者は、**ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続する権利**を有する。
- 消費者は、**ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を享受する権利**を有する。

委員会(FCC)は、上記の原則を進行中の政策策定活動に盛り込む(この政策宣言において規則を探査しようとするものではない)。

(出典)FCC, "Policy statement" (05年9月23日) http://hraunfoss.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-05-151A1.pdf

5

現在のブロードバンドネットワーク提供形態

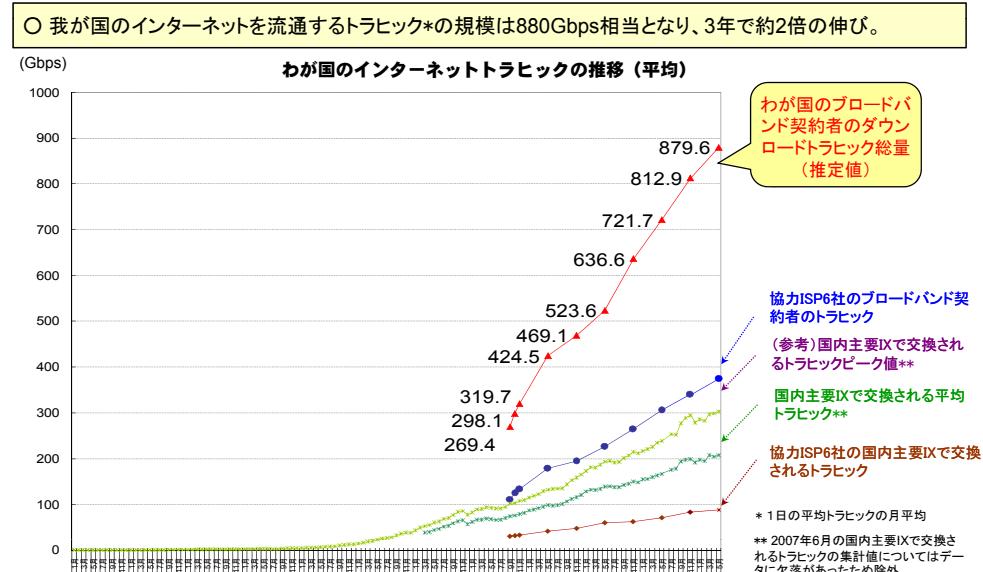


9

資料-2-3-②(イー・アクセス(株)提出)より

6

我が国のインターネットトラヒックの推移



(出典)我が国のインターネットにおけるトラヒック総量の把握(総務省2008年8月)

7

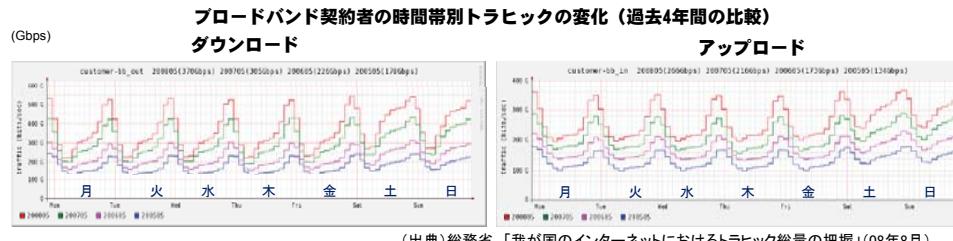
契約者別トラヒックの集計（時間帯別トラヒックの変化）

○ ブロードバンド契約者の時間帯別トラヒックのピークは21時及び23時頃にあり、休日では日中利用も多い。

1. 2007年11月のブロードバンド契約者[A1]の時間帯別トラヒック(ダウンロード／アップロード)のピークは、これまでと同様、21時及び23時頃に分布。平日と休日の日中の差が顕著であり、生活実態にあった利用形態になっている。また、ピーク時間帯(21時～23時)の前後である19時～21時、23時～1時の平日のトラヒックの伸びを1年前と比較すると、ピークの伸び(約100Gbps)に対して、23時～1時(約60Gbps)よりも19時～21時(約100Gbps)のトラヒックの伸びが相対的に大きくなっていることから、ピークがやや早い時間にシフトしている。

2. ダウンロードトラヒックの底値は、2005年5月からの4年で約1.8倍(約130Gbps→約230Gbps)となり、ピーク値は約2.2倍(約250Gbps→約550Gbps)に増加している。以上から、底値とピークの比は4年で約1.3倍(約1.9→約2.4)となり、利用が少ない時間帯に対するピーク時間帯の割合が大きくなっている。

3. アップロードトラヒックの底値は、2005年5月からの4年で約2倍(約100Gbps→約200Gbps)になり、ピーク値も約2倍(約180Gbps→約360Gbps)に増加している。他方、底値とピークの比は約2倍のままであり、利用が少ない時間帯に対するピーク時間帯の割合に変化は見られない。

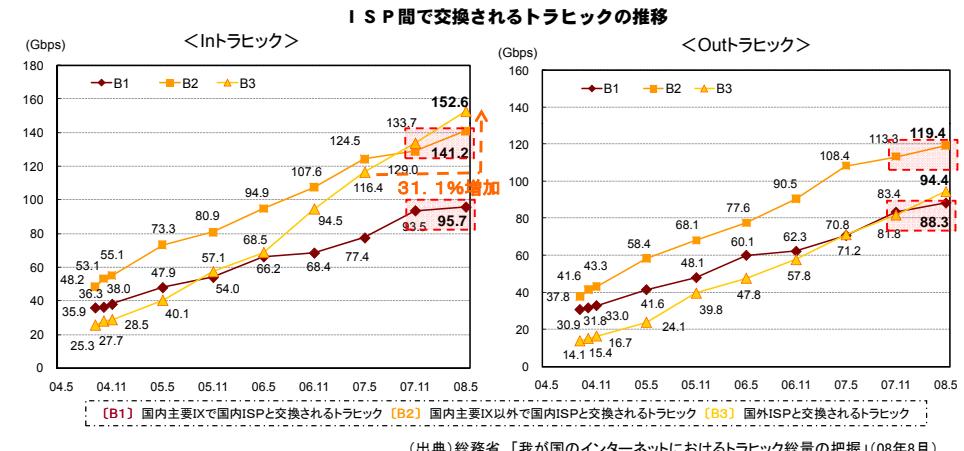


8

ISP間で交換されるトラヒックの集計

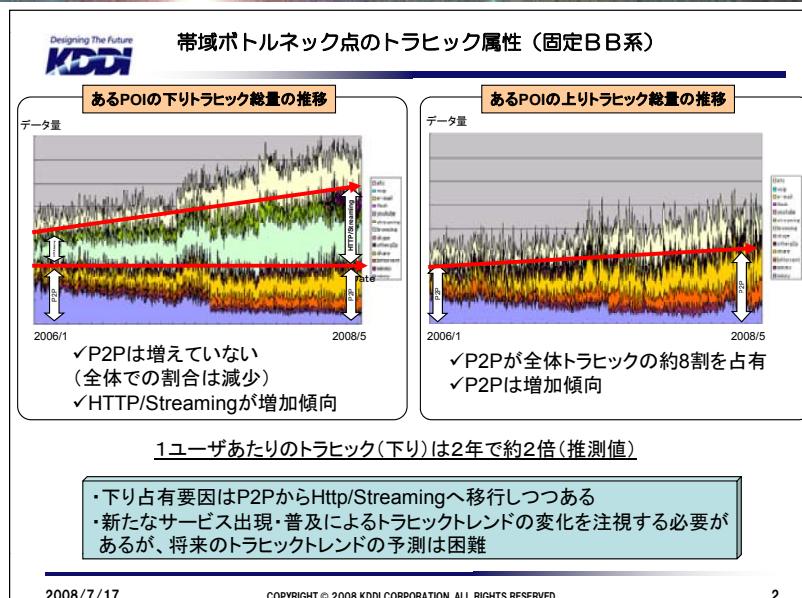
○ 国外ISPから協力ISPに流入するトラヒック[B3,In]の急増傾向が2006年5月より続いている。2007年5月からの**1年で約1.3倍(31.1%増)**となった。

○ この半年間をみると、協力ISPに流入するトラヒックのうち、国内主要IX経由で流入するトラヒック[B1,In]の増加傾向が鈍る一方で、国内主要IXを介さず国内ISPから直接流入するトラヒック[B2,In]が再び増加傾向となつた。



9

トラヒック属性の変遷

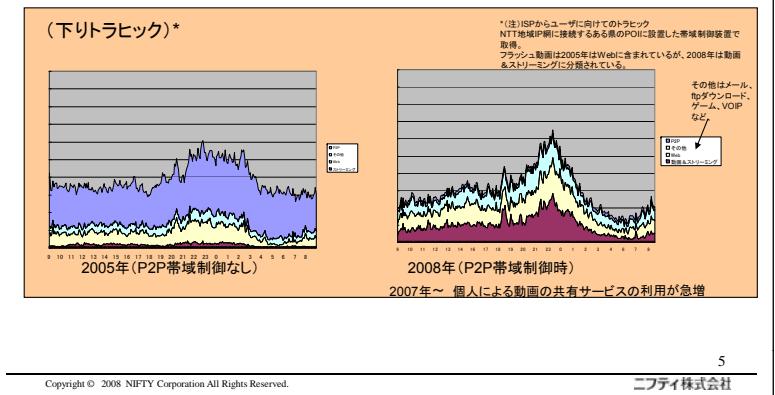


2 資料WG-3-1(KDDI(株)提出)より

10

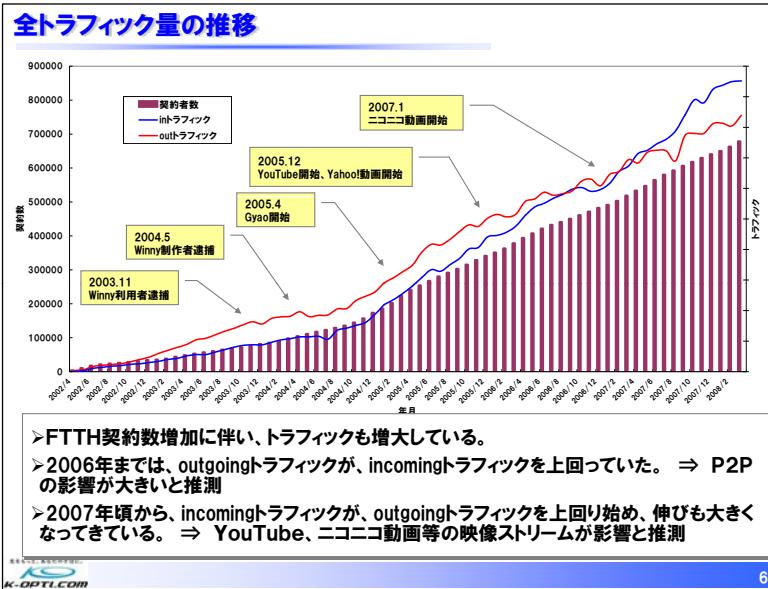
トラフィック増加の背景 (1)動画配信トラヒックの増加

当社の場合、2006年よりP2Pファイル共有ソフトに対し帯域制御を実施。



11

資料WG-2-1(ニフティ(株)提出)より

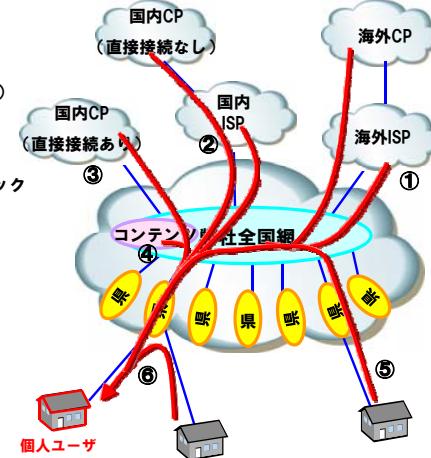


12

個人ユーザ宛トライックの発信元

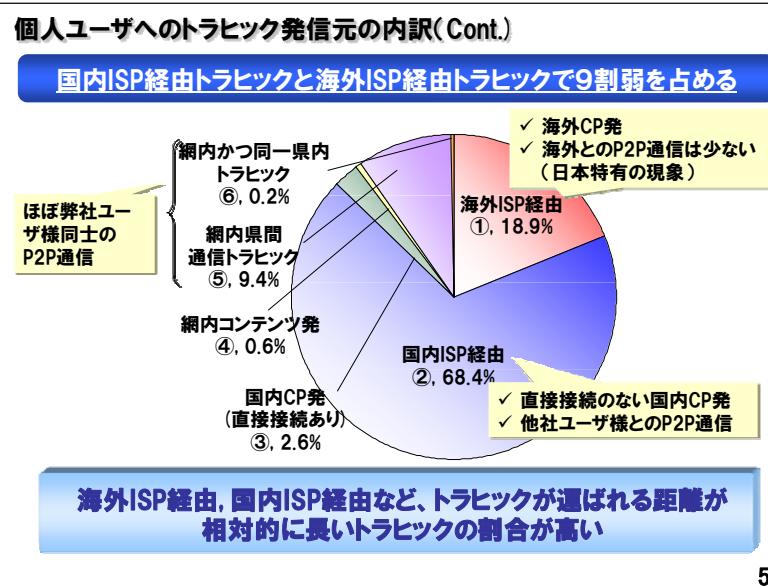
◆個人ユーザ宛トライックの発信元を以下のように分類

- ① 海外ISP経由
- ② 国内ISP経由
- ③ 国内CP発（直接接続あり）
- ④ 納内コンテンツ発
- ⑤ 納内県間通信トライック
- ⑥ 納内かつ同一県内トライック

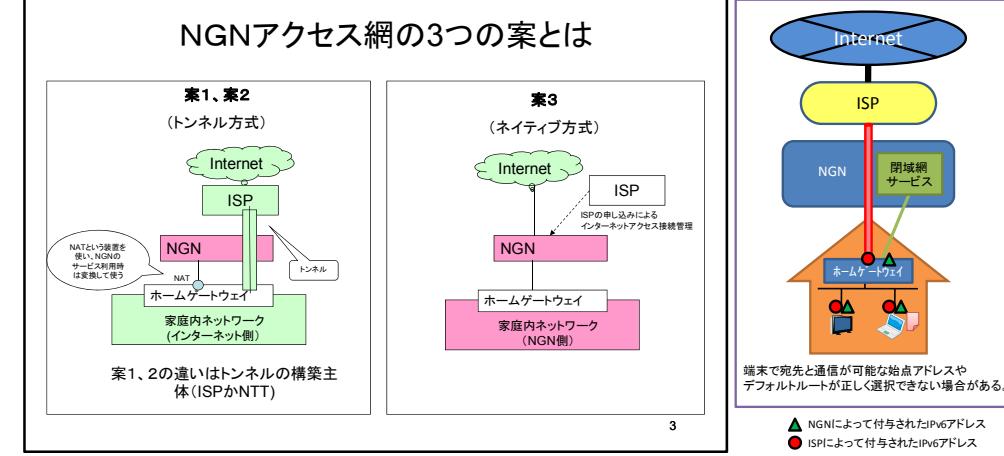


資料WG-2-2(ソフトバンクBB(株)提出)より

13

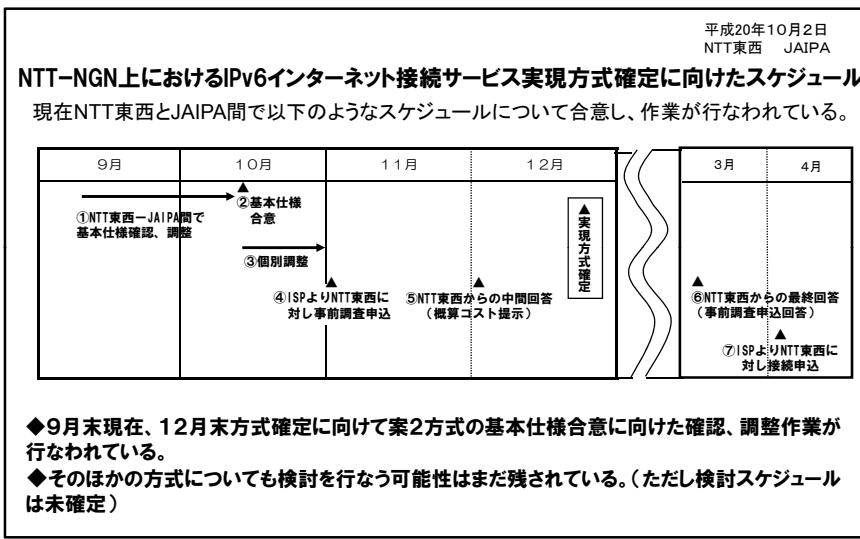


14



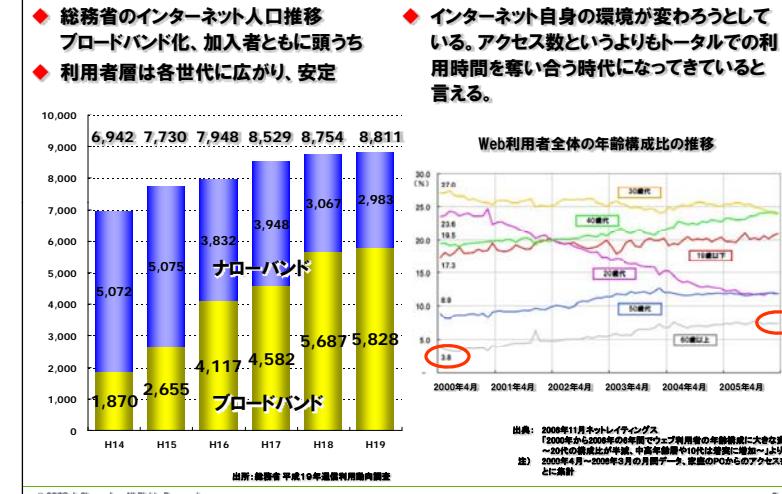
15

インターネット利用状況の変遷



16

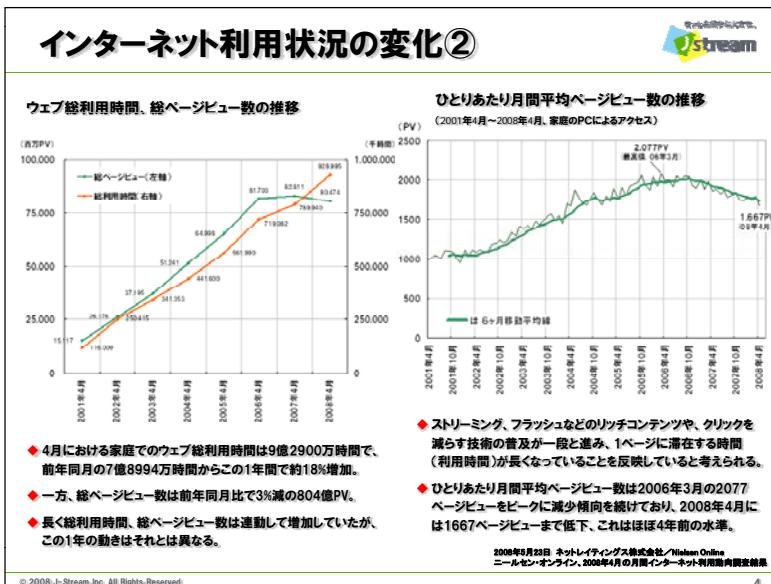
インターネット利用状況の変化①



資料-6-5((株)Jストリーム提出)より

17

インターネット利用状況の変化②

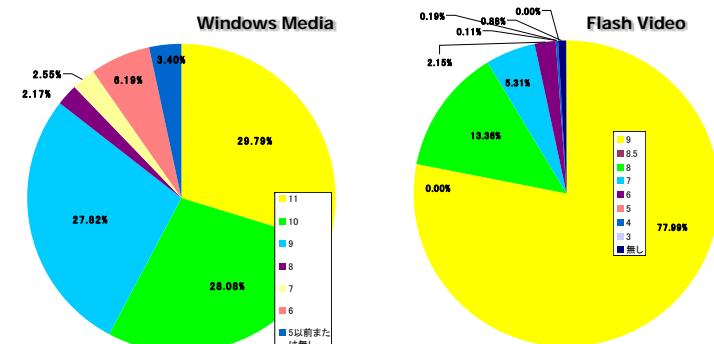


資料-6-5((株)Jストリーム提出)より

4

整った動画視聴環境

映像プラグインの普及状況（2007年9月）

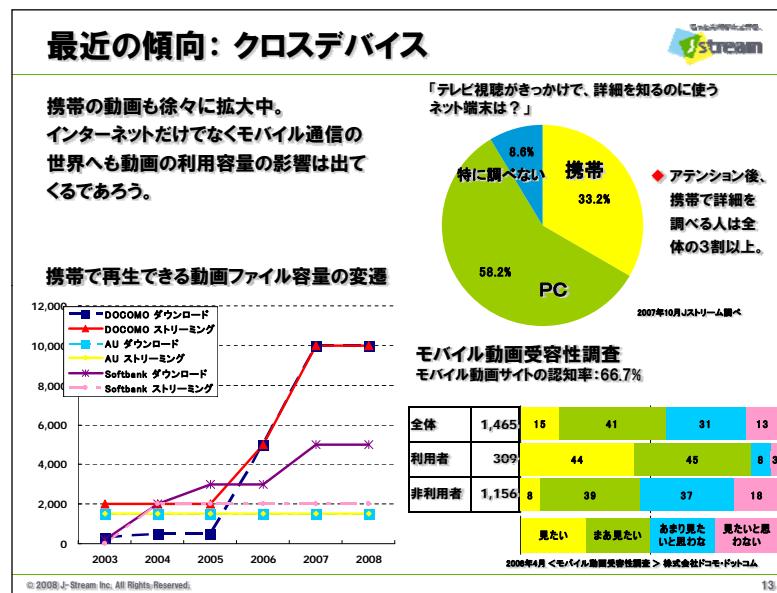


資料-6-5((株)Jストリーム提出)より

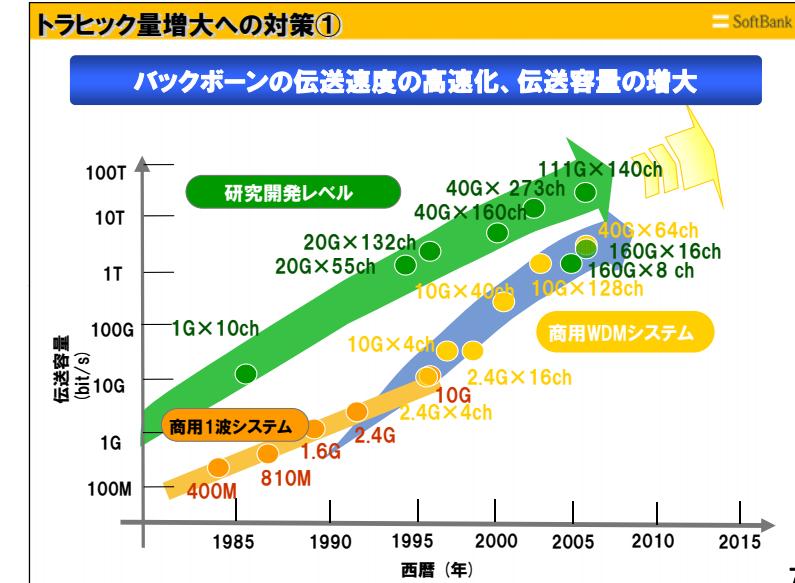
18

19

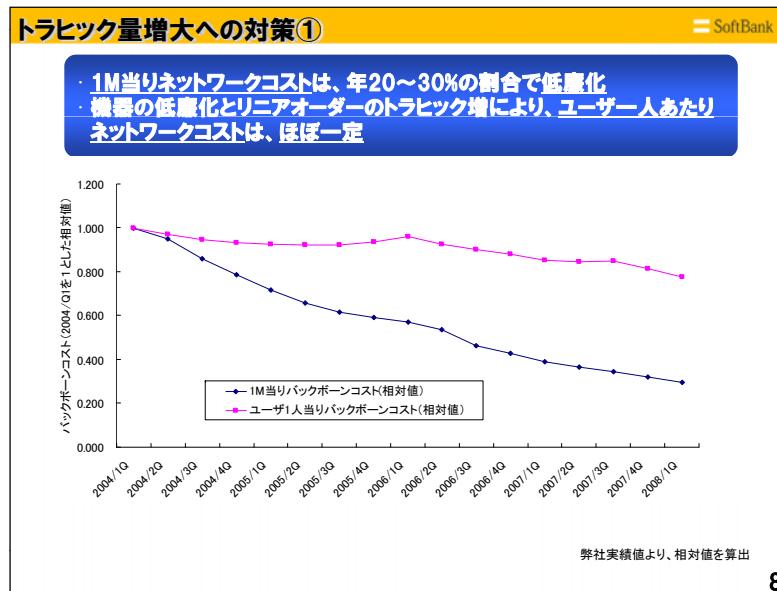
新技術の導入とビット単価の低減



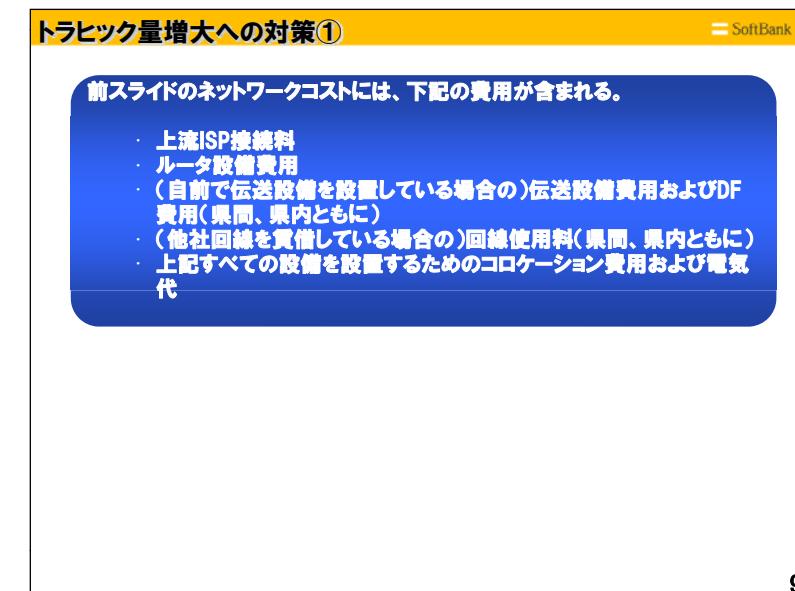
20



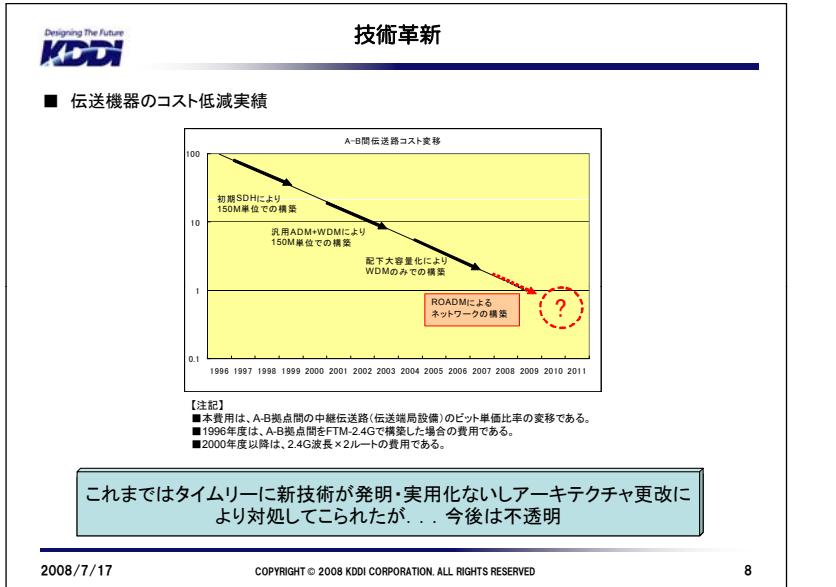
21



8

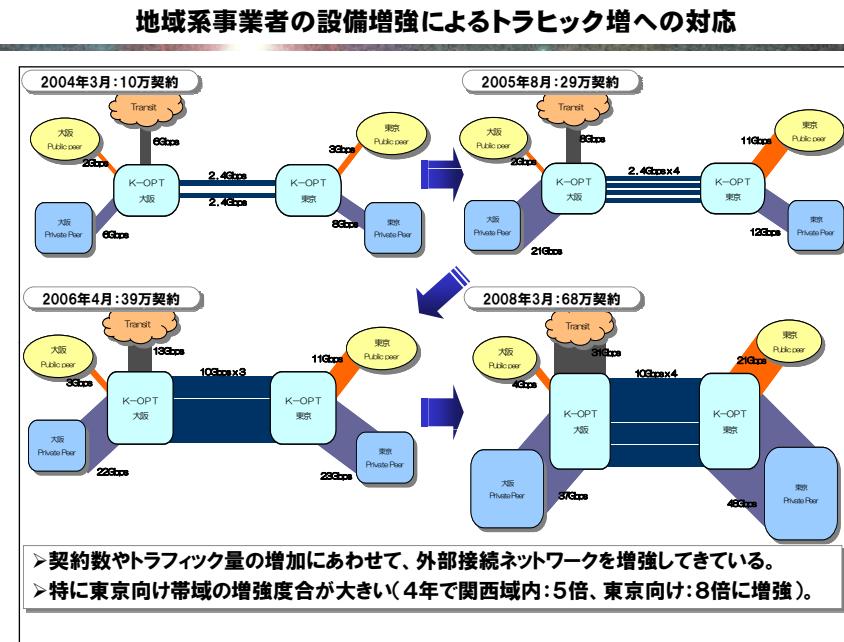


23

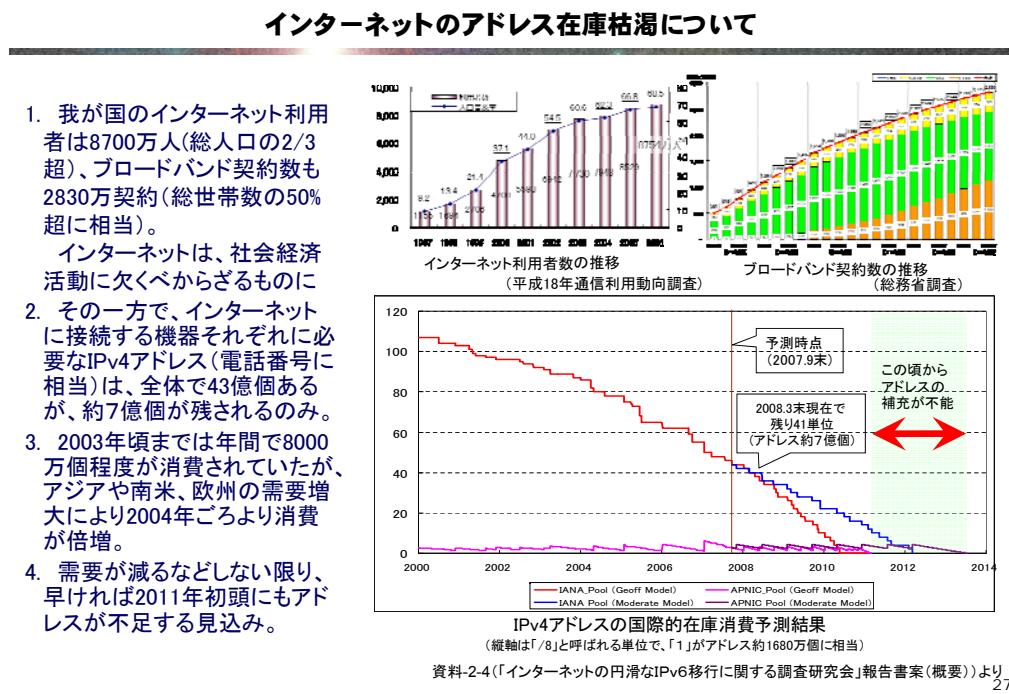
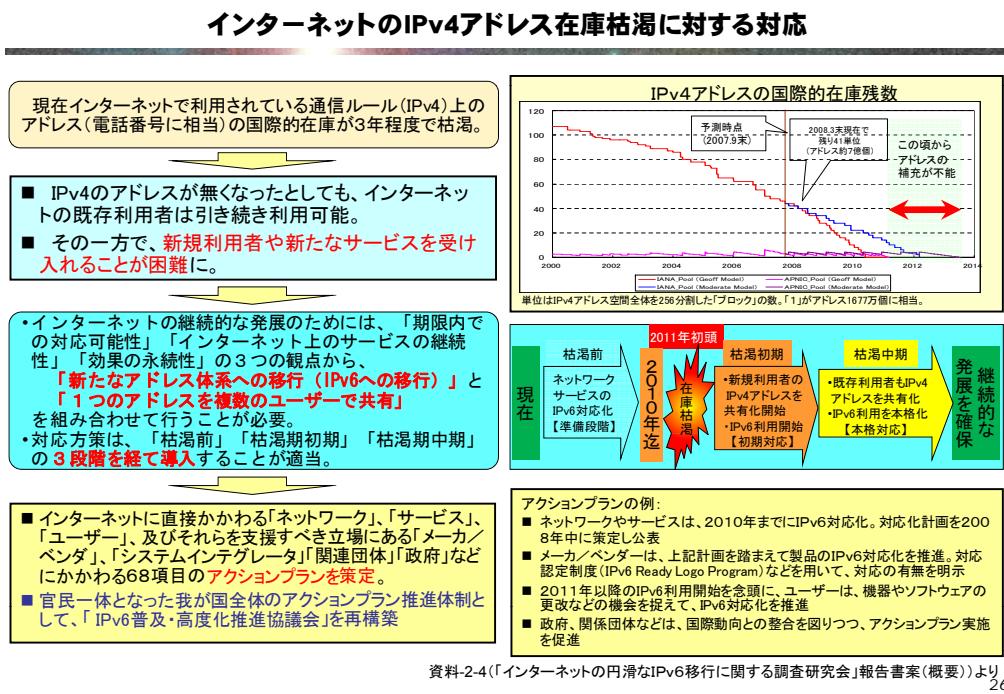


資料WG-3-1(KDDI(株)提出)より

24



25

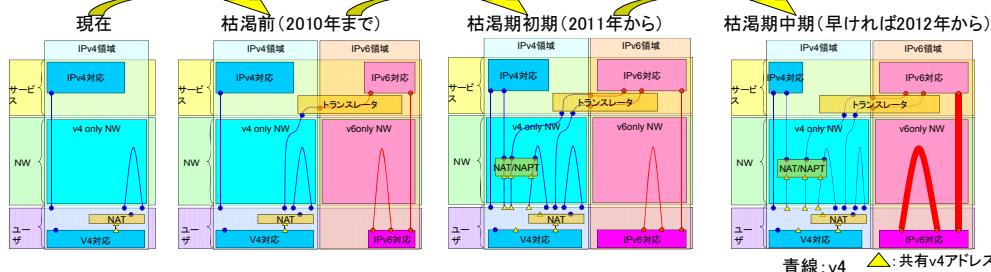


アドレス在庫枯済への対応方法

- 2011年以降もインターネットが継続的な発展を続けるためには、「期限内での対応可能性」「インターネット上のサービスの継続性」「効果の永続性」の3つの観点から、「**新たなアドレス体系への移行(IPv6への移行)**」と「**1つのアドレスを複数のユーザーで共有(NAT/NAPTの利用)**」を組み合わせて行うことが必要。

2. 対応方策は、「枯済前」「枯済期初期」「枯済期中期」の**3段階を経て導入**することが適当。

- ・ネットワーク及びサービスの IPv6対応化(準備段階)
 - ・新規ユーザーの共有v4アドレス化(NAT/NAPT化)
 - ・既存ユーザーのNAT/NAPT下への収容替え
 - ・サービスのNAT/NAPT対応化【初期対応】
 - ・IPv6利用の本格化【本格対応】



アドレス在庫枯済への対応方策の導入手順のモデル図

注:NATはNetwork Address Translationの、NAPTはNetwork Address Port Translationの略
資料-2-4(「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」報告書案(概要))より
28

NAT方式の詳細と課題

NAT(NAPT)の基本動作はIPパケットのIPヘッダ中のアドレス及びTCP/UDPヘッダのポート番号を変換している。但し、IPヘッダやTCP/UDPヘッダ以外のデータペイロード内部に自アドレス情報やポート番号情報を含むプロトコルやアプリケーションがあり、NAT経由で正常に通信するためにはそれぞれ対応する書き換えルールをプログラムし、機器に実装(ALG)する必要がある。

本機能の機器実装を進めるとある程度の実現は可能と思われるが、以下の課題がある

・標準(またはデファクト)仕様の不在

- IPv6ではNATの使用は想定されておらず、RFC等の仕様定義が存在しない
 - ・独自に作成した場合、挙動の異なるIPv6 NATが乱立し、相互接続性検証を永遠に繰り返すことが必要
 - ・全世界的にIPv6はNAT Freeである、という考え方がある
 - ・IPv6 NAT通過方式や、UPnP v6によるNAT制御などの標準化・デファクト化はハードルが高い

・実装の不在

- 市中製品、参考実装の不在
 - ・開発コストの負担が大きくなる。NATはOSレベルの機能でありHWGの採用OSによっては対応が困難
 - ・性能に対するインパクトが未知数、既存のHGWで対応可能かどうか不明
 - ・既に利用中のユーザーに対して、機器交換が必要な可能性有り(機器コスト、配布費用など)

・既存アプリケーションへの影響

- NATを考慮した実装に変更する必要がある。汎用アプリケーションでは利用できない可能性あり
 - ・P2Pプロトコル、SIPなど

10

29

東・西NTTのNGNに係る認可の条件

東日本電信電話株式会社の「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」、「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」及び「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」の業務に係る認可の条件
(注) 条件5及び6は「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」のみ、また条件7は「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」のみに付す条件

(情報遮断審査会申込を踏まえて整備する接続ルールとの関係)
条件1 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」といいます。)は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方にに関する情報

通信審査会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオーブン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守、修理、料金の請求等に対応するため必要不可欠な情報のアクセスの同等性確保を図るために措置を講じることとし、また、上記答申を踏まえ、経営大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講じるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り実際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との種種的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)
条件2 NTT東日本は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から譲達する場合は、当該県間伝送路の譲達先選定手順に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本との相互接続に係る公正競争要件)
条件3 NTT東日本は、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本との取決めについて、NTT西日本以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の漏流防止)
条件4 NTT東日本は、申請業務に関して、加入電話及びINS 6.4の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと、あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等との公平な取扱い)
条件5 NTT東日本は、コンテンツ配信向けサービス及びそれに係る帯域確保型サービス並びに地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者とを公平に取り扱うこと。

(コンテンツ配信向けサービスと他のコンテンツ提供事業者等との共通化等の検討)
条件6 NTT東日本は、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東日本と接続したISP事業者を経由してコンテンツ配信を行なうコンテンツ提供事業者との公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等について検討を行い、その検討結果を連絡する。

(IP電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等)
条件7 NTT東日本は、IP電話サービスの提供に際して、自社の加入電話(「ISDNを含む。」)の利用者の電気通信番号について自社のIP電話サービスへの同番移行を行う場合は、「0A-B-CJ番号」IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを適用する。しかし、あわせて、「0A-B-CJ番号」IP電話サービスにおける利用者利便の向上及び公正競争確保の観点から、自社のIP電話サービスと他事業者の「0A-B-CJ番号」IP電話サービスとの間で相互に同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現について検討を行い、その検討結果を連絡する。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)
条件8 NTT東日本は、条件3の中継伝送路に係る伝送路をNTT東日本自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

ネットワークに係るアクションプラン

インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会報告書(平成20年6月)

5 アドレス在庫枯済への対応に向けたアクションプラン

5.3 直接関係者にかかるアクションプラン

5.3.1 アドレス在庫枯済期初期に向けたアクションプラン

(1) ネットワークに係るアクションプラン

ネットワークは、早ければ2011年初頭と予測されるIPv4アドレス在庫の枯済時点において、IPv4によるアクセスを望むユーザーのためにNAT/NAPTを用いたPrivate IPv4アドレスによる接続サービスと、グローバルリーチビリティの確保を望むユーザーのためにIPv6アドレスによる接続サービスの双方の提供が可能でなければならない。これらの観点から、アドレス在庫枯済期初期に向け、ネットワークは以下の対応をとることが必要となる。

a) ネットワーク(「リーチャビリティ」及び「コネクティビティ」)に係るアクションプラン

- 2010年までにIPv6によるインターネット接続を可能とすべく、4.3.3節に示した留意事項を念頭に置きつつ、2008年夏までに「リーチャビリティ」と「コネクティビティ」の接続方法について基本的な合意を得るべく、早急に共同での検討を開始する。
- 上記接続方法の合意を踏まえ、2010年までに保有するネットワークについて、IPv4/IPv6両対応化を図る。この場合、ルータ、スイッチなどの通信機器について、IPv4/IPv6両対応化を図るだけでなく、監視装置やネットワーク運用システムなど、ネットワークの安定運用に必要となる装置/アプリケーション類についても、IPv6ネットワークの運用が可能となるよう対応を図る。

また、このために必要となる機器/アプリケーション類については、メーカー/ベンダー等による開発を要する可能性が極めて高く、また構築したネットワークの検証にも相応の時間を要することから、2008年中にIPv6対応化計画を取りまとめると共に、実運用開始期までに運用スキルの向上を図ることが必要となる。

30

31

帯域制御の運用基準に関するガイドライン

インターネットトラヒックの急増、一部ISPによる帯域制御の実施

- ブロードバンドの普及に伴い、インターネット上のトラヒックが急激なペースで増加。特に、一部のヘビーユーザがP2P交換ソフト等の利用により、ネットワーク帯域を占有。
- ヘビーユーザのネットワーク帯域占有に対処するため、一部のISPは帯域制御(※)を実施。
- (※)帯域制御:アプリケーションやユーザを区別して、使用できる回線容量や通信速度等に基づき制限することでネットワーク上のトラヒックを制御すること。

ネットワークの中立性に関する懇談会(平成18年11月～平成19年9月)

- 「帯域制御の運用基準については、関係者間のコンセンサスを形成するため、広く関係者の参画を得て検討の場を設け、可能な限り速やかに「帯域制御に関するガイドライン(仮称)」として取りまとめ、これを適用することが望ましい。」
- 「具体的には、帯域制御の運用方針を各ISP等が契約約款等に記載する際に求められる情報の範囲、運用に際しての基本的要件、当該要件に係る法制的な整理等について、その位置付けの明確化を図ることが適当であると考えられる。」

帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会の設立

- 平成19年9月、ガイドラインの策定について検討するため、電気通信事業者4団体(※)から構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」が設立(総務省はオブザーバ参加)。
- (※)(社)日本インターネットプロバイダ協会(JAIPA)、(社)電気通信事業者協会(TCA)、(社)テレコムサービス協会、(社)ケーブルテレビ連盟。
- 帯域制御の実態調査等を踏まえ、ガイドライン案を検討。

ガイドラインの検討・策定

- 平成20年3月 ガイドライン案について意見募集(約1ヶ月) ⇒ 平成20年5月 ガイドラインの策定・公表

32

1. ガイドライン検討の背景

- インターネットトラヒックの急増、一部ユーザによるネットワーク帯域の占有。
- かかる事態に対処するため、一部のISPは帯域制御を実施。

2. ガイドラインの目的、位置付け

- 帯域制御の恣意的運用を避けるため、**運用基準に係る必要最小限のルールを策定**。

3. ガイドラインの対象

- 次の2パターンを対象として整理。
 - ① 特定のアプリケーション(例:P2Pファイル交換ソフト)の通信帯域の制御
 - ② 一定のトラヒック量を超えたヘビーユーザの通信帯域の制限や契約の解除

4. 帯域制御の実施に関する基本原則

- 原則としてISPはネットワーク設備の増強によってトラヒック増加に対処すべき。**帯域制御はあくまで例外的に実施すべきもの**。
- 具体的には、特定のヘビーユーザのトラヒックにより他のユーザの円滑な利用が妨げられるため、当該ユーザ又は特定のアプリケーションを制御する必要があるといった客観的状況が必要。

5. 通信の秘密(事業法第4条)との関係

- 帯域制御が**ISPの正当業務行為として認められる具体的事例を整理**。

6. 利用の公平(事業法第6条)との関係

- 帯域制御が**不当な差別の取扱いに当たらない具体的事例を整理**。

7. 情報開示のあり方

- ユーザー保護の観点から、帯域制御の運用方針については、**エンドユーザに十分な情報開示を行うことが重要**(提供条件の説明、契約約款への記載等)。
- コンテンツプロバイダや他のISPへの情報開示も重要。

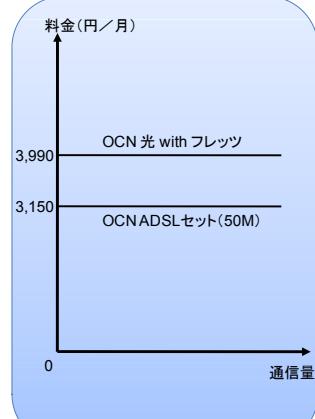
8. 今後の検討課題

- 動画コンテンツ(Youtube等)増加への対応
- 関係事業者間(ISP、コンテンツプロバイダ等)における情報共有のあり方
- ネットワークのコスト負担の公平性(ISP間のコスト負担の問題、ヘビーユーザに対する追加課金の是非) 等

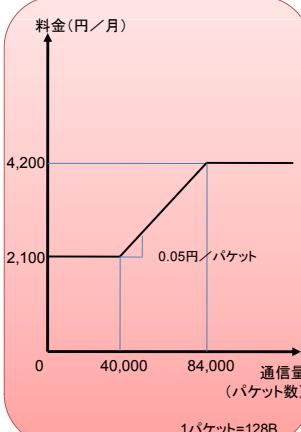
33

多様な料金体系

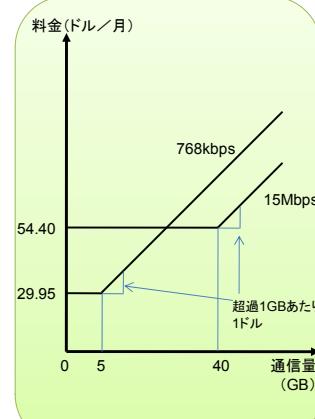
日本のISPは定額制



モバイルでは2段階定額制が一部導入されている



海外では定額制+従量制の料金体系が導入されつつある



OCN(料金は一例)

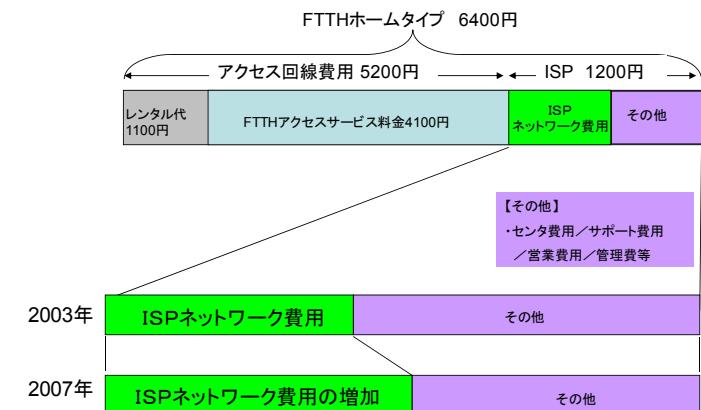
au(ダブル定額プラン)

米国タイムワーナー・ケーブル社
(テキサス州ボーモントにおいて試行中の料金体系)

34

ISPの収支構造

=ISPコストの最大のものはネットワークコスト=



■トラヒックの増大はネットワークコストの増大となって、ISPの経営を圧迫

9

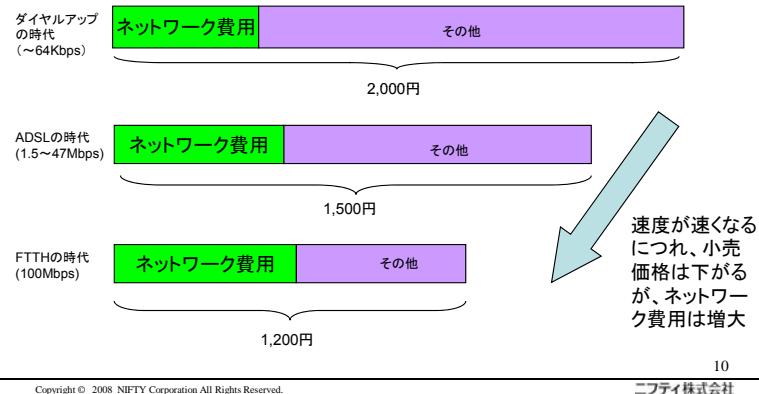
(資料提出者注)ネットワーク費用の比率の変化を模式的に示したものであり、正確な割合を示すものではない。資料WG-2-1(ニフティ(株)提出)より 35

米国における従量制、データ量制限に関する情報

ISPの収支構造(2)



ISPの一人当たりの収入におけるネットワーク費用の割合の増大 (アクセス網部分を除く)



※(資料提出者注)ネットワーク費用の比率の変化を模式的に示したものであり、正確な割合を示すものではない。資料WG-2-1(ニフティ(株)提出)より 36

● AT&T、データ通信量制限をテスト【Associated Press Newswires, 2008/11/04】

AT&Tは同社プロードバンド・サービス加入者が毎月利用できるデータ量を制限するという案をテストする。データ量制限はまずネバダ州リノでテストされた後、他の操業地域にも拡大するかを検討する予定。

一部ユーザーがデータ通信容量の大半を消費する現状に対応するため多くのISPが同様のデータ量制限を導入し始めている。AT&Tでは加入者の5%が通信容量の50%を消費しているという。制限値、これを超えた場合の料金等はISPによって異なるが、AT&Tは11月より同社DSLサービスの内、最も遅い768Kbpsサービスについてはダウンロード量を20GB/月に制限。この制限は通信速度向上とともに増え、10Mbpsサービスでは150GB/月に設定される。

リノでのテストは新規加入者が対象となるが、既存加入者も月のダウンロード量が150GBを超える場合はこの制限が適用される。

● データ通信量制限の是非、無線インターネット・サービスの大きな課題【Dow Jones News Service, 2008/10/03】

固定回線分野では既にインターネット・サービス加入者のデータ通信量に上限を課すことの是非に議論が繰り広げられているが、この議論は最近になり移動通信分野にも飛び火。無制限データ通信プランに1GBの上限を課すことを発表したT-Mobile USAは加入者やテクノロジー系ブログの批判を受け、この計画を撤回。またWiMAXサービスの使用規約でユーザーのトラフィック制限を行う可能性があるとしたスプリント・ネクステルも並明に追われた。

現在、無線データ通信のデータ量制限に関する議論は「無制限」のデータ通信プランに上限を課すのは容認できないという言葉上の解釈を巡る議論に止まっている感が強い。しかし固定回線に比べて移動通信は使用可能な周波数が限られているということもあり、今後無線インターネットで動画の転送などが一般的になってきた場合、「無制限」パッケージに慣れた加入者意識を踏まえた上でトラフィックをどのように制限するかが大きな課題として浮上してくるのは必至と見られる。

37

● コムキャスト、過去及び今後のネット管理手法について、FCCに報告【Broadcasting & Cable, 2008/09/20】

ネットワーク管理手法がFCCのオープンアクセスガイドラインに違反すると判断され、管理手法等の情報開示を命令されていたコムキャストは19日、これに応じて過去の管理手法の詳細、新しい管理手法の導入進捗状況、加入者への通達方法の概要をFCCに提出した。同社はFCCの判断を不服として上告しているが、情報提供命令には応じてはいない。

今回提出された報告によると、同社がネットワーク管理のターゲットにしていたピア・ツー・ピア(P2P)トラフィックは、上りトラフィックの半分～3分の2を占めているとのこと。また、同社は管理手法としてP2Pトラフィックの遅延を生じさせていたが、その遅延が1分程度であったケースが全体の80%を占め、最も使用率の高いP2Pプロトコルの90%には影響がなかったと報告している。

さらに同社は年末までにこの管理手法を終了し、新しい手法に移行する準備が予定通り進んでいると説明。新しい管理手法は、特定プロトコルをターゲットにするのではなく、ネットワーク混雑を引き起こす原因となっているプロトコルをその都度管理の対象とし、全ユーザーに公平に回線帯域を割り当てる目標としている。新しい管理手段ではまずネットワークに導入されたソフトがネットワーク各セグメントの使用状況を継続監視し、上り・下りのトラフィック量が一定レベルを超えた場合、そのセグメント内で過剰に帯域を消費しているユーザーを検出。あるユーザーが最近のトラフィック量増加の原因であると判断された場合、そのユーザーのトラフィック転送優先順位を落とす。この場合、ネットワークが混雑していないければ優先順位を落とされてもトラフィックに遅延は生じないが、混雑があれば遅延が生じることになる。ユーザーは帯域使用率が一定時間基準以下に落ちたことが確認されれば、措置が解かれれる。

コムキャストは、ユーザーに対し、混雑の原因とされるユーザーの優先順位を落とすという事実も含めたネットワーク管理手法の変更について、オンラインやメールにより通知するとしている。

● コムキャスト、トラフィック妨害に関するFCCの判断に対して上告【Associated Press Newswires, 2008/09/05】

FCCは先月、コムキャストによる加入者のインターネット・トラフィック妨害を連邦政策に反する不当行為と判断する決定を下したが、コムキャストはこれを不服として上告。インターネットに関するFCCの権限がどの程度認められるのかについて、今後法廷で争わることになった。

コムキャストはFCCの判断は法的に不適切であると主張し、その命令の見直しと無効化を控訴裁判に求めている。FCCはファイル共有ソフトのトラフィックを狙い撃ちして妨害するコムキャストのやり方は差別的かつ恣意的であり、業界の基準から外れるものであると批判。また、ユーザーによるアプリケーションやコンテンツに関する選択権を阻害しているとともに、コムキャストが妨害したコンテンツがCATV事業者の競争相手になつることも指摘していた。

なおコムキャストは、特定のアプリケーションを対象としたネットワーク管理方法を年末までに中止することを約束しているが、消費者団体等は、その即時中止を求めて提訴している。

38

● コムキャスト、加入者の毎月のデータ量を制限【Associated Press Newswires, 2008/08/28】

コムキャストは28日、同社のインターネットサービス加入者が毎月ダウンロード・アップロードできるデータ量について正式に制限を設けることを発表。10月1日より、1ヶ月のトラフィック量を250GBまでにするという条項がユーザー規約に追加される。

コムキャストは既に毎月の回線帯域使用量が過剰である加入者を解約する権利を有しているが、これまではどれだけの量を過剰と判断するかが明確にされていなかった。同社によると、1ヶ月の使用量が250GBを超えるユーザーについては、同社から使用量を抑えるよう求められるとのこと。

同社が5月にデータ量制限を示唆したときには、超過量10GBにつき15ドルを徴収することも提案していたが、今回の発表にはこのような追加料金は含まれていない。また同社によると、加入者の月平均データ使用量は2～3GB程度で、250GBという制限はこれを大幅に上回るものだということを強調している。

● 帯域使用度に応じたネットワーク管理システムのテスト進めるコムキャスト【Multichannel News, 2008/06/25】

コムキャストのトニー・ワーナー取締役副社長兼CTOによると同社はIETF、MIT、グーグル、ビットトレントなどと相談しながら、プロードバンド・サービス帯域を過剰に消費する少数のユーザーに対してどのような対策を探るべきかについて検討を進めているとのこと。

同社はピア・ツー・ピア・アプリケーションのトラフィックだけを妨害していくことで批判を集め、FCCの調査を受けることにもなったが、現在テストを進めている3種類のネットワーク管理システムは各ユーザーの消費帯域をベースにすることで、特定プロトコルを狙い撃ちにするものではないという。

ペンシルベニア州チャンバースバーグ、バージニア州ウォレントン、コロラド州コロラドスプリングスでテストされているシステムは過去1～2時間にネットワーク帯域の50%以上を消費した2～3%の加入者を見つけ出し、これらユーザーのネットワーク使用優先順位を下げるとともに一定期間だけ使用できる帯域を制限することになっている。

● AT&T、ヘビー・インターネット・ユーザーから追加料金徴収を検討【Associated Press Newswires, 2008/06/12】

AT&Tはダウンロードするデータ量が異常に多いプロードバンド加入者から追加料金を徴収することを検討しているという。同社広報、マイケル・コーネ氏によるとAT&T回線容量の46%がDSL加入者の5%によって消費されていると説明。このような加入者に対して従量料金を導入するのは避けられないとしている。ただし同社はまだ発表できるほどの具体的な料金案は持っていないとのことです。

DSLと違い、近隣の加入者が複数回線を共有する形式のケーブルモードではすでにほとんどのCATV事業者が何らかのデータ制限を設けており、タイムワーナー・ケーブルは今月初めよりテキサス州ボーモントで制限量を超えた加入者から1GB1ドルの追加料金を徴収するテストを開始している。

39

P2P (Peer to Peer) とは

● コムキャスト、タイムワーナー・ケーブルがインターネットの混雑回避対策をテスト【Washington Post, 2008/06/04】

コムキャストとタイムワーナー・ケーブルは3日、インターネット・サービスの混雑を緩和するための新しいアプローチをテスト開始するとそれぞれ発表。コムキャストはヘビー・ユーザーに対して通信速度を落とすという手法を探り、タイムワーナーは従量制料金を導入する。

コムキャストはファイル共有トラフィックを妨害したとしてFCCの調査を受けていた最中だが、これを発端に問題はISPがデータの流れをどの程度管理できるのかというさらには大きな視野からの議論に発展している。

コムキャストのヘビー・ユーザーに対する通信速度減速は6日よりペンシルベニア州チャンバースバーグ、バージニア州ウォレントンで開始される予定で、特定のアプリケーションがターゲットにされることはないとのこと。タイムワーナー・ケーブルの従量制料金は毎月利用できるデータ量を定め、それを超えた場合に超過料金を徴収するもので、テキサス州ボーモントで5日からテストが始まると。

● タイムワーナー・ケーブル、従量制インターネット・サービスのテストを開始【Associated Press Newswires, 2008/06/02】

インターネット・サービスに従量制料金導入を検討するタイムワーナー・ケーブルは5日よりテキサス州ボーモントでそのためのテストを開始。同地区の同社インターネット・サービス新規加入者は1か月にアップロード/ダウンロードできるデータの量が定められており、それを超過すると1GB当たり1ドルが課金される。

同社のケビン・レイディ副社長によると現在は同社インターネット・サービス加入者の5%がローカルCATV回線容量の半分を消費している状況で、他の加入者から苦情が寄せられることも多いとのこと。従量制料金はこのような状況で全ての加入者が公平にインターネットを使えるようにするためにものだという。同社のインターネット・サービスは月29ドル95セント、通信速度768kbpsのものから月54ドル90セント、15Mbpsのものに至るまでの数種類があり、前者は月5GB、後者は40GBが上限となる。加入者はウェブサイトで使用状況を確認できる。

● コムキャスト、1ヶ月あたりのダウンロード量の制限を検討【Associated Press Newswires, 2008/05/07】

コムキャストでは、回線容量を過剰に消費する加入者を牽制するため1か月にダウンロードできるデータ量を制限し、上限を超える場合には追加料金を徴収することを検討しているといふ。

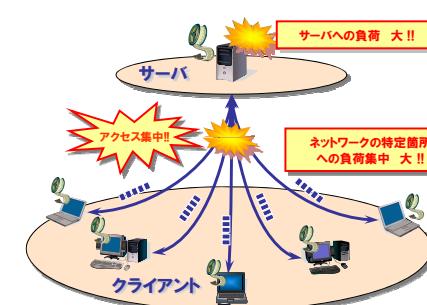
同社によると、加入者の平均ダウンロード量は1か月で2GBほど。これまでも大量にダウンロードを行うユーザーに対しては個別に警告してきたが、ユーザー側からは上限の具体的目安が示されていないとの不満の声もあった。

同社が今回検討している措置は、このような不満に対応しつつ、ネットワーク管理の透明性を向上することが目的と見られる。しかし、加入者の意識は従来のダウンロード量に制限のない状況に慣れており、これを変えようとするのは手遅れではないかと指摘するアナリストもいる。

40

- ◆ P2Pは、不特定多数のコンピュータ(=Peer)が相互に接続され、接続されたコンピュータ同士がサーバとしてもクライアントとしても働いて、ファイルなどの情報を直接、利用者間でやり取りするネットワークの利用形態。
- ◆ 分散所在する無数のPeerの力を一つに束ねるシステム。

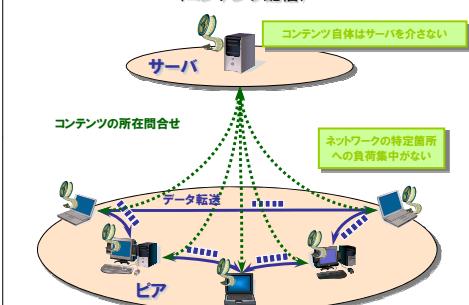
クライアントサーバ(Client-Server)モデルの例



- 認証、コンテンツ配信等を行うサーバとクライアント(ユーザ)で構成。
- コンテンツの内容が同じでも、同一サーバが同内容のコンテンツを送信。

人気のあるコンテンツの同時視聴が増えると、
 ・サーバへの要求が増え、サーバは負荷が増加。
 ・サーバ近傍のネットワークに回線渋滞が発生する。

P2P (Peer to Peer)モデルの例 (コンテンツ配信)



- 認証、コンテンツの所在管理等を行うサーバと、ピア(ユーザ)で構成。
- ピアはサーバにコンテンツの所在を問い合わせ、コンテンツデータの送受信はピア間で行う。

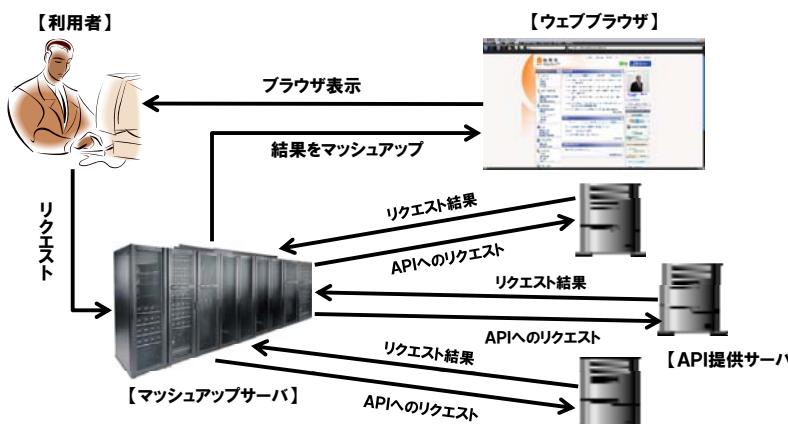
人気のあるコンテンツの同時視聴が増えてても、
 ・サーバはコンテンツを配信しないため、負荷状態の増加は少ない。
 ・ネットワーク特定箇所への集中的な負荷は発生にくい。

41

API・マッシュアップとは

- API(Application Programming Interface)とは、アプリケーションが他のアプリケーション、OS、ハードウェアと交信し、制御を行うための手順や形式を定めたもの。
- マッシュアップとは、APIに基づくリクエストに対し、複数の異なる提供元の技術やコンテンツを複合させて新しいサービスを作ること。

○ WebAPIサービスのイメージ



(出典)http://www.c-wave.co.jp/s_api_01.htmlを基に作成

42

クラウドコンピューティングとは

- 「クラウド」(雲)はネットワーク(主にインターネットのこと)。ユーザは雲の向こうにあるデータ・センターに集約したコンピュータ・リソースを、必要に応じて利用する。こうしたシステムの作り方や使い方をクラウド・コンピューティングと呼ぶ。

主なクラウド・コンピューティング・プラットフォームと関連サービス/ソフトウェア

名称	説明
Amazon Elastic Compute Cloud(Amazon EC2)	アマゾンが提供するWebベースの仮想サーバ・サービス
Amazon Simple Storage Service(Amazon S3)	アマゾンが提供するWebベースのストレージ・サービス
Apache Hadoop	アバッチ・ソフトウェア・ファウンデーションが開発するMapReduceのオープンソース実装
Blue Cloud	IBMが開発中のクラウド・コンピューティング・プラットフォーム
Force.com Cloud Computing Architecture	セールスフォース・ドットコムのクラウド・コンピューティング・プラットフォーム
Google Apps	グーグルが提供するWebベースのオフィス・アプリケーション
Microsoft Live Mesh	マイクロソフトが提供する複数デバイス間でのデータ連携サービス
Project Hydrazine	サン・マイクロシステムズが開発中のクラウド・コンピューティング・プラットフォーム

コンピュータ・リソースを使って提供する機能としては、OSやミドルウェアなどのプラットフォームを利用してできるサービスや、業務アプリケーションまで利用できるサービスがある。例えば以下のような形態がある。

- HaaS(Hardware as a Service): CPUやストレージなどのハードウェア・リソースをサービスとして提供する形態。
- PaaS(Platform as a Service): ハードウェアだけでなく、OSやミドルウェア、開発環境などのプラットフォーム一式をサービスとして提供する形態。
- SaaS(Software as a Service): ソフトウェアをサービスとして提供する形態。

(出典)ICTビジョン懇談会 第1回配付資料 43